別記の関係団体の長 殿

群馬労働局長

令和6年 職場における熱中症の発生状況(確定値)等について

安全衛生行政の推進につきまして、日頃から格別の御支援をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、職場における熱中症予防対策について、令和7年3月27日付け群労発基0327第5号「令和7年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について」をお送りしたところです。今般、別添1「令和6年職場における熱中症の発生状況(確定値)」が取りまとめられました。

つきましては、貴会におかれましても、この確定値とともに、6月1日から施行されました改正労働安全衛生規則の周知用パンフレット及びリーフレットである別添2及び別添3を活用いただき、熱中症の健康障害の疑いのある者の早期発見や重篤化の防止等のための改正労働安全衛生規則を会員事業場等に対し、周知を図っていただきますとともに、各事業場において熱中症予防の確実な取組が行われますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

別記 (関係団体)

- 一般社団法人群馬労働基準協会連合会長
- 建設業労働災害防止協会群馬県支部長
- 陸上貨物運送事業労働災害防止協会群馬県支部長
- 林業・木材製造業労働災害防止協会群馬県支部長
- 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会群馬支部長
- 一般社団法人群馬県警備業協会長
- 一般社団法人群馬県建設業協会長
- 群馬県建築業組合連合会長
- 群馬県砕石工業組合理事長
- 一般社団法人日本ボイラ協会群馬支部長
- 一般社団法人日本ボイラ協会群馬検査事務所長
- 一般社団法人日本クレーン協会群馬支部長
- 一般社団法人日本クレーン協会群馬検査事務所長
- 公益社団法人建設荷役車両安全技術協会群馬県支部長
- 独立行政法人労働者健康安全機構 群馬産業保健総合支援センター所長
- 一般社団法人群馬県経営者協会長
- 群馬県中小企業団体中央会長
- 群馬県商工会連合会長
- 一般社団法人群馬県商工会議所連合会長
- 公益社団法人群馬県医師会長
- 群馬県火薬類保安協会長
- 日本労働組合総連合会群馬県連合会長
- 一般社団法人群馬県トラック協会長
- 一般社団法人群馬県木材組合連合会長

2024 年 (令和6年) 職場における熱中症による死傷災害の発生状況 (確定値)

1 職場における熱中症による死傷者数の状況 (2015~2024年)

職場での熱中症による死亡者及び休業4日以上の業務上疾病者の数(以下合わせて「死傷者数」という。)は、2024年に1,257人と、死傷者数について統計を取り始めた2005年以降、最多となっている。うち、死亡者数は31人と、死亡災害について統計を取り始めた1989年以降、当時、観測史上1位の猛暑であった平成22年の47人に次いで多くなっている。

職場における熱中症による死傷者数の推移(20	0.15 年 \sim 2024 年) (人)
------------------------	-----------------------------

2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
464	462	544	1, 178	829	959	561	827	1, 106	1, 257
(29)	(12)	(14)	(28)	(25)	(22)	(20)	(30)	(31)	(31)

※()内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数である。



2 業種別発生状況 (2020~2024年)

2024年の死傷者数 1,257人について、業種別でみると、製造業が 235人、建設業が 228人の順で多くなっている。死亡者数については、31人のうち建設業が 10人と最も多く発生しており、次いで、製造業が 5人となっている。

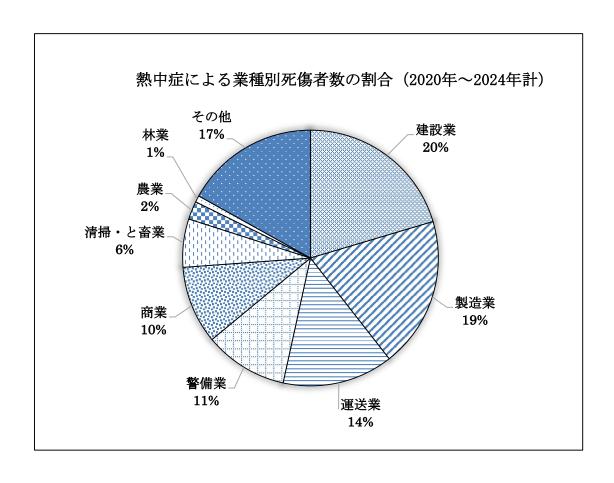
また、2020年以降の5年間に発生した熱中症の死傷者数について、業種別でみると、死傷者数、死亡者数ともに建設業、製造業の順で多く発生しており、年によって、製造業と建設業の順番は入れ替わることがあるが、いずれの年もこの2業種で死傷者数は約4割、死亡者数は約5割から6割程度を占めている。

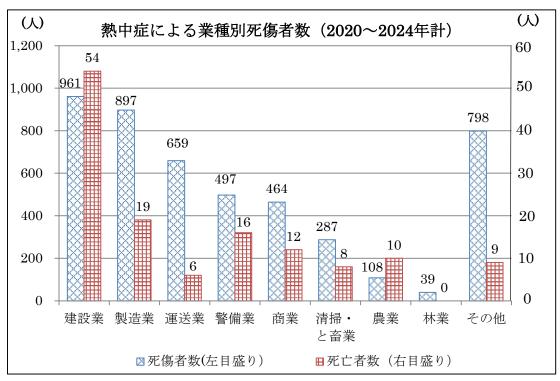
熱中症による死傷者数の業種別の状況(2020~2024年)

(人)

業種	建設業	製造業	運送業	警備業	商業	清掃・と畜業	農業	林業	その他	計
2020	215	199	137	82	78	61	14	7	166	959
年	(7)	(6)	(0)	(1)	(2)	(4)	(1)	(0)	(1)	(22)
2021	130	87	61	68	63	31	14	7	100	561
年	(11)	(2)	(1)	(1)	(3)	(0)	(2)	(0)	(0)	(20)
2022	179	145	129	91	82	58	21	6	116	827
年	(14)	(2)	(1)	(6)	(2)	(2)	(2)	(0)	(1)	(30)
2023	209	231	146	114	125	61	27	9	184	1, 106
年	(12)	(4)	(1)	(6)	(3)	(0)	(4)	(0)	(1)	(31)
2024	228	235	186	142	116	76	32	10	232	1, 257
年	(10)	(5)	(3)	(2)	(2)	(2)	(1)	(0)	(6)	(31)
크 .	961	897	659	497	464	287	108	39	798	4,710
計	(54)	(19)	(6)	(16)	(12)	(8)	(10)	(0)	(9)	(134)

^{※ ()} 内の数値は死亡者数で内数である。





3 月・時間帯別発生状況 (2020~2024年)

(1) 月別発生状況

2024年の死傷者数 1,257人について、月別の発生状況でみると、約8割が7月、8月の2ヶ月間に集中している。特に死亡者数については、31人のうち、1人を除き、7月又は8月に集中している。

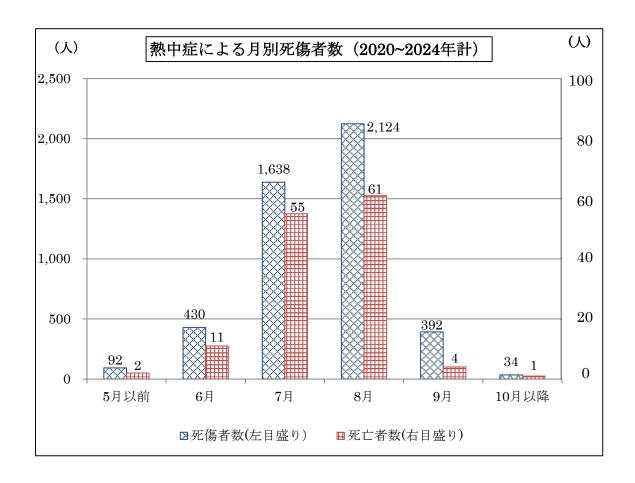
また、2020年以降の5年間に発生した熱中症の死傷者数について、月別の発生状況でみると、死傷災害については2024年と同様の傾向があり、約8割が7月、8月の2ヶ月間に集中している。死亡者数についても2022年は6月に10人の方が亡くなっているが、これを除けば、いずれの年も7月又は8月に集中している。

熱中症による死傷者数の月別の状況(2020~2024年) (人)

	4月 以前	5月	6月	7月	8月	9月	10月 以降	計
0000 T	2	16	85	115	651	84	6	959
2020 年	(0)	(1)	(0)	(4)	(16)	(1)	(0)	(22)
0001 年	4	7	41	213	269	20	7	561
2021 年	(0)	(1)	(0)	(7)	(12)	(0)	(0)	(20)
0000 A:	2	14	184	291	280	46	10	827
2022 年	(0)	(0)	(10)	(9)	(10)	(1)	(0)	(30)
9099 年	5	21	63	431	493	86	7	1, 106
2023 年	(0)	(0)	(1)	(18)	(10)	(2)	(0)	(31)
0004年	3	18	57	588	431	156	4	1, 257
2024 年	(0)	(0)	(0)	(17)	(13)	(0)	(1)	(31)
∌L	16	76	430	1, 638	2, 124	392	34	4, 710
計	(0)	(2)	(11)	(55)	(61)	(4)	(1)	(134)

^{※ 4}月以前は1月から4月まで、10月以降は10月から12月までを指す。

^{※ ()}内の数値は死亡者数で内数である。



(2) 時間帯別発生状況 (2020~2024年)

2024年の死傷者数1,257人について、時間帯別の発生状況についてみると、午前中や午後3時前後の被災者数が多くなってことが窺えるが、いずれの時間帯でも発生している。死亡災害についても同様にいずれの時間帯でも発生している。

また、2020年以降の5年間に発生した熱中症の死傷者数について、時間帯別の発生状況についてみると、死傷災害、死亡災害ともに2024年と同様の傾向となっている。

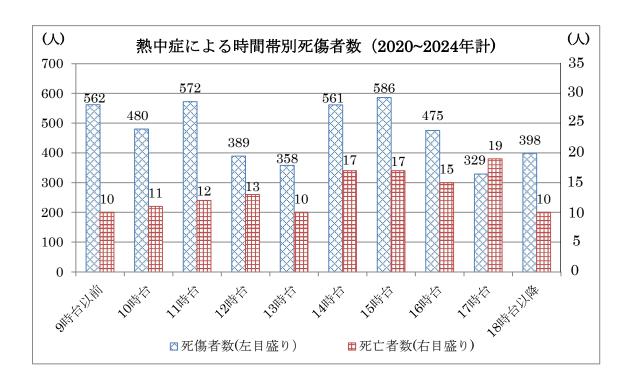
なお、気温が下がった 17 時台や 18 時台以降に死亡に至るケースが少なからずみられるが、これらには、日中には重篤な症状はみられなかったにもかかわらず、作業終了後や帰宅後に体調が悪化した事案が含まれている。

熱	中症に	よる死	傷者数の	の時間常	特別の状	た況(20	$020 \sim 20$	24年)	(人)

	9時台以前	10 時 台	11 時 台	12 時 台	13 時 台	14 時 台	15 時 台	16 時 台	17 時 台	18 時台以降	計
2020 年	104	102	119	86	73	116	124	92	61	82	959
2020 4	(2)	(3)	(0)	(3)	(4)	(3)	(2)	(4)	(0)	(1)	(22)
2021 年	48	56	74	53	47	63	73	61	38	48	561
2021 4	(0)	(1)	(3)	(4)	(3)	(3)	(0)	(3)	(3)	(0)	(20)
2022 年	100	78	87	53	74	115	106	92	55	67	827
2022 4	(1)	(3)	(1)	(3)	(2)	(3)	(6)	(2)	(5)	(4)	(30)
2023 年	143	118	155	104	72	124	123	105	76	86	1, 106
2023 +	(4)	(2)	(6)	(1)	(0)	(5)	(2)	(1)	(8)	(2)	(31)
2024 年	167	126	137	93	92	143	160	125	99	115	1, 257
2024 +	(3)	(2)	(2)	(2)	(1)	(3)	(7)	(5)	(3)	(3)	(31)
計	562	480	572	389	358	561	586	475	329	398	4, 710
μĬ	(10)	(11)	(12)	(13)	(10)	(17)	(17)	(15)	(19)	(10)	(134)

^{※ 9}時台以前は0時台から9時台まで、18時台以降は18時台から23時台までを指す。

^{※ ()}内の数値は死亡者数で内数である。



4 年齢別発生状況 (2020~2024年)

2024年の死傷者数 1,257人について、年齢別の発生状況についてみると、 死傷者数、死亡者数ともにいずれの年齢層においても発生しており、死傷者 数については、50歳代以上で全体の約 56%を占めており、死亡者数について は全体の約 67%を占めている。

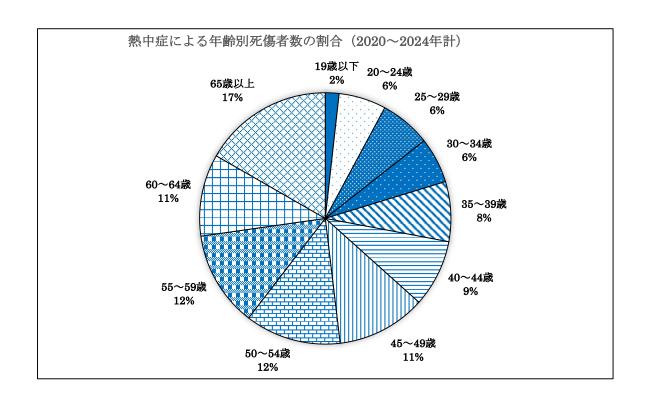
また、2020年以降の5年間に発生した熱中症の死傷者数について、年齢別の発生状況についてみると、2024年度同様の傾向がみられ、死傷者数については、50歳代以上で全体の約52%を占めており、死亡者数については、全体の約61%を占めているなど、一般に高齢者は、身体機能の低下等の影響により、加齢により熱中症を発症するリスクが高いことから、死亡災害に至る割合が高くなっていることが考えられる。

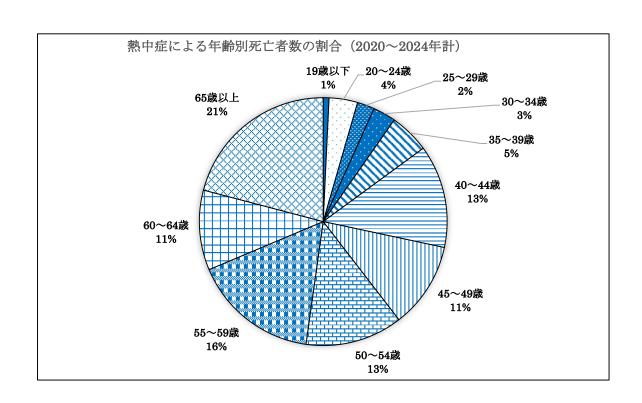
熱中症による死傷者数の年齢別の状況 (2020~2024年)

(人)

	19 歳	20~	25~	30~	35~	40~	45~	50~	55~	60~	65 歳	⇒ 1.
	以下	24 歳	29 歳	34 歳	39 歳	44 歳	49 歳	54 歳	59 歳	64 歳	以上	計
2020	24	54	51	56	82	87	134	123	105	93	150	959
年	(0)	(0)	(0)	(1)	(2)	(5)	(2)	(4)	(2)	(3)	(3)	(22)
2021	12	46	25	41	36	53	69	65	70	58	86	561
年	(1)	(0)	(0)	(0)	(2)	(2)	(3)	(3)	(4)	(1)	(4)	(20)
2022	10	39	72	62	69	72	103	93	94	87	126	827
年	(0)	(2)	(1)	(3)	(1)	(1)	(5)	(3)	(4)	(3)	(7)	(30)
2023	20	80	71	48	88	90	122	136	133	120	198	1, 106
年	(0)	(2)	(2)	(0)	(1)	(6)	(1)	(4)	(4)	(4)	(7)	(31)
2024	17	68	89	70	88	105	113	164	177	139	227	1, 257
年	(0)	(1)	(0)	(0)	(1)	(4)	(4)	(3)	(8)	(3)	(7)	(31)
計	83	287	308	277	363	407	541	581	579	497	787	4, 710
ĦΤ	(1)	(5)	(3)	(4)	(7)	(18)	(15)	(17)	(22)	(14)	(28)	(134)

^{※ ()}内の数値は死亡者数で内数である。





5 2024年の熱中症による死亡災害の事例

【死亡災害全体の概要】

- ・総数は31件で、被災者は男性28件、女性3件であった。
- ・発症時・緊急時の措置の確認及び周知していたことを確認できなかった事例が 20 件あった。
- ・暑さ指数(WBGT)の把握を確認できなかった事例が24件あった。
- ・熱中症予防のための労働衛生教育の実施を確認できなかった事例が14件あった。
- ・糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見 を有している事が明らかな事例は21件あった。

【事案の詳細】

		THTTM.	<u>-</u>			
番号	月	業種	年代	気温 (注2)	暑さ指数 (WBGT) _(注3)	事案の概要
1	7	製造業 その他の金属製品	20 歳 代	34.6°C	30.5℃	被災者は工場内で作業に従事していたが、 14 時頃に体調不良のため早退することとなり、更衣室に向かった。16 時過ぎに同僚が更 衣室に入ったとき、倒れている被災者を発見 し、救急搬送されたが死亡した。
2	7	陸上貨物取扱業業	30 歳 代	33. 2℃	28.9℃	被災者は事業場倉庫内1階で電線ドラムの ピッキング作業に従事していた。16時30分 頃、倉庫北側ホームを通行中にうつ伏せに転 倒し、意識を失い痙攣をおこした。倒れてい る被災者を発見し救急搬送され、集中治療室 で治療を受けるが、翌日に死亡した。
3	7	その他の土木工事業	40 歳代	32. 1℃	32.0℃	被災者は9時頃から校庭の土間打ちの作業のため、セメント等の袋を運搬する作業に従事していた。12時前、休憩室において、被災者が別の労働者に突然殴りかかり、奇声を上げ、その後痙攣を起こしため、救急搬送された。搬送先の病院にて処置が終わり、自宅に帰宅した後、再び痙攣を起こし、別の病院に救急搬送されたが、搬送先の病院で同日に死亡した。

				1	1	
4	7	その	40	30.8℃	30.9℃	被災者は廃棄物処理施設新設工事現場で、
		他	歳			施設の性能試験を行うためのサンプリング作
		の事業	代			業を行っていた。14時から施設内でサンプリ
		業				ング作業を開始し、16時40分頃から不織布
						の保護衣、防じんマスクを着用し、約1時間
						かけてごみのサンプリング作業を終えたとこ
						ろ、体調が悪化し、ろれつが回らなくなった
		-t				ため救急搬送されたが、同日に死亡した。
5	7	産業	40	34. 0°C	31. 4℃	被災者は9時から倉庫内でペットボトルの
		産業廃棄物処	歳			選別作業を行っていた。適宜休憩を取りなが
		物	代			ら作業していたが、15時30分頃、作業場所
		処理業				で前のめりになって動かない被災者を発見
		業				し、救急搬送されたが、搬送先の病院で6日
						後に死亡した。
6	7	産	40	不明	31. 8℃	被災者はごみ焼却施設の管理を行ってお
		産業廃棄物	歳			り、21 時頃まで、粗大ごみ処理施設内の粗大
		棄物	代			ごみ前処理装置のごみの詰まりをバール等を
		処型				用いて手作業で取り除く作業を行っていた。
		処理業				業務終了後駐車場に駐車中の自家用車内で休
						憩をとっていたところ、車内で死亡した。
7	7	農業	40	37. 0℃	29. 8℃	被災者はねぎを栽培する畑において7時頃
		業	歳			から適宜休憩を取りつつ草むしり等を行って
			代			いた。作業終了後の17時15分頃に体調が悪
						くなり、病院へ搬送されたが、11日後に死亡
						した。
8	7	その	40	33. 4℃	31. 9℃	被災者は道路の測量等の業務を行ってお
		の他	歳			り、8時頃から測量作業を始めた。11時20
		の事業	代			分頃、急に気分が悪くなったことから、社用
		業				車に乗せられて会社に戻ったうえで水分補給
						や身体冷却等を行ったが、痙攣したことから
						救急搬送されたが、発症から 18 日後に死亡
						した。
9	7	卜鉄	40	33. 4℃	29. 9℃	
		造骨 家 •	歳			被災者は午前8時頃より病院の新築工事に
		家鉄 産	代			従事していたが、11 時 20 分頃体調不良となっ
		建筋架				たため休憩を取得したものの、その後意識が
		エン 事ク				なくなり救急搬送されたが、発症から2日後
		業リー				に死亡した。
		1				

10	7	ト造家屋建築工事業鉄骨・鉄筋コンクリー	50 歳 代	37. 0℃	31.5°C	被災者は8時30分から、鉄筋の圧接作業に従事していた。15時40分頃、歩行が困難となる等の症状となり、救急搬送されたが、同日に搬送先の病院で死亡した。
11	7	新聞販売業	50 歳 代	30.0℃	27. 7℃	被災者は新聞配達業務を行っていたが、5 時 50 分頃マンションの階段踊り場にて倒れ ていたところを当該マンションの住人に発見 された。救急搬送され、翌日死亡した。
12	7	クリーニング業	50 歳 代	31.0℃	32. 3℃	被災者はクリーニング工場で作業中、10時 頃体調が悪くなり、熱中症の疑いがあったこ とから保冷剤・経口飲料を渡して横になって いたが、水分補給が難しい状態となったこと から12時頃に工場長に病院へ搬送され、入 院したが、翌日死亡した。
13	7	ト造家屋建築工事業鉄骨・鉄筋コンクリー	50 歳 代	33. 5℃	29. 4℃	被災者は建物屋上で防水シート貼付け作業 を終日行い、18 時頃終業後に忘れ物を取りに 屋上へ行った。被災者がしばらく戻らなかっ たため探しに行ったところ、足場の手すりに 寄りかかり意識を失っていた状態で発見さ れ、救急搬送されたが、その後死亡した。
14	7	業一般貨物自動車運送	50 歳 代	36. 0℃	32.9℃	被災者は長距離の貨物輸送を行っており、 10トントラックへ建設資材の積み込み作業等 を行っていたが、12時45分頃にトラック荷 台の荷の上で意識を失って倒れている状態で 発見され、その後、救急搬送されたが、7日 後に死亡した。
15	7	一般貨物自動車運送業	60 歳 代	35. 7℃	31.1℃	被災者は段ボールの配送業務を行っていた。16時30分頃に配送先から帰社した。その後、22時50分頃に警備会社の労働者が事業場の施錠確認のために定刻の訪問巡視を実施した際、フォークリフト横に仰向けに倒れていた被災者を発見した。救急隊が到着した時点で、死亡していた。

16	7	ト造家屋建築工事業 鉄骨・鉄筋コンクリー	70 歳 代	30.8℃	31. 1°C	被災者は7時から工事現場で資材の片づけ を行っていたところ、作業開始後30分程で 倒れ、救急搬送されたが、死亡した。
17	7	電気通信工事業	70 歳 代	33. 1℃	30.5℃	被災者は11時30分頃から工場の天井照明の取替作業をしていたが、13時頃体調が悪くなり冷房の効いた車内で休憩し、会社に熱中症の症状であると連絡をした後、会社まで車を運転して戻り、冷房の効いた車内で休憩をしていたが、14時45分頃意識を失い救急搬送されたが死亡した。
18	8	陸上貨物取扱業	40 歳 代	39. 3℃	33.5℃	被災者は8時から倉庫内で自動車部品の容器への詰め替え作業に従事し、15時の休憩時に手の震えや休憩所周囲で座り込む様子が確認された後、屋外へ出て走っていたところ側溝部分で足を取られ転倒した。口から泡を吹きいびきをかいたような状態であったため、救急搬送されたが2日後に死亡した。
19	8	警備業	50 歳 代	34. 4℃	32.6℃	被災者は片側交通規制の交通誘導を行っていた。16時頃当日の業務を終えて自家用車で帰宅していたところ、現場から50mほど先の民家に衝突する交通事故を起こした。意識があったものの救急搬送され、搬送先の病院で同日死亡した。
20	8	造船業	50 歳 代	32.8℃	30. 2℃	被災者は工場敷地内に仮置きされた船体ブロック上で、資材の運搬作業を行っていた。 作業中の14時20分頃に突然倒れたため、救急搬送したが、翌日に死亡したもの。
21	8	事業化の土木工	50 歳 代	33. 5℃	30. 2℃	被災者は資材等の片付け作業に従事していたが、16時20分頃に様子がおかしいことに気付いた職長が声掛けをしても返答がなく苦しそうにしていたため、救急搬送されたが、26日後に死亡した。

22	8	警備業	50 歳 代	33. 2°C	32. 2°C	被災者は交通誘導業務を行っていたが、15 時頃に気分が悪くなり、その場で倒れた。救 急搬送され、処置が行われたが、翌日に死亡 した。
23	8	パン、菓子製造業	50 歳代	35. 4℃	32. 4℃	被災者は焼き上がったパンを窯から取り出すラインにて常時作業を行っていた。終業時刻である16時頃、事業場内で被災者が倒れているところを他の労働者が発見し、救急搬送されたが、同日17時頃に死亡した。
24	8	鉄道軌道建設工事業	50 歳 代	31. 9	32. 3	被災者は8時30分からダンプの運転等の作業に従事していた。14時頃に体調不良等の症状を訴えたため、休憩所で休憩し、14時30分頃に作業再開した。作業が終了し、会社に戻り、帰宅するために車両の助手席に乗ったところ、意識を失い、救急搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。
25	8	製造業	60 歳 代	32.9℃	31.0℃	被災者は自転車の車輪軸を加工するねじ切り機の作業を行っており、17時の勤務終了後、帰宅するため、自転車にて事業場の最寄り駅まで移動したが、駅の駐輪場で自転車にうつ伏せとなって動けなくなっていた状態で発見され、救急搬送されたが、16日後に死亡した。
26	8	事業その他の建築工	60 歳 代	34. 1°C	30.8℃	被災者は屋内の塗装作業を行っていた。15 時頃から同僚と別の自動車内で30分ほど休憩し、同僚が被災者の様子を伺ったところ、 車内で嘔吐していたため、救急搬送された が、死亡した。
27	8	特定貨物自動車運送業	60 歳 代	32.6℃	31.5℃	被災者はガスボンベの輸送業務を行っており、12 時 45 分頃、顧客から引き取って来た空のガスボンベ(重量約 50kg)を、トラックの荷台からプラットホームへ下ろしていたところ、突然気分が悪くなったことからその場にゆっくりと倒れ込んだため、近くにいた同僚らにより救急搬送されたものの、当日、搬送先の病院において死亡した。

28	8	その他の事業	70 歳 代	30.9℃	31.3℃	被災者は事務所に出社し、ゴミ出し作業後、事務所から約75メートル離れた土手の草刈り作業を行っていた。13時50分頃、事務所搬入口へつながる農道を走行していたトラック運転手が、土手の上に腹這いになって倒れている被災者を発見。発見時既に意識はなく、消防が現着した時点で心肺停止の状態であり、搬送先の病院で同日に死亡した。
29	8	その他の事業	70 歳 代	33. 2℃	31. 0℃	被災者は12時50分頃から屋外で原動機付 自転車講習の補助指導に従事していた。13時 30分から休憩をとるため事務所に徒歩移動し ていた際、ふらついたため近くにいた職員が 被災者を支えたが、その場でしゃがみこみ、 意識が朦朧としていたことから、救急搬送さ れたが、2日後に死亡した。
30	8	新聞販売業	80 歳 代	33. 7℃	32. 3℃	被災者は朝刊と夕刊の配達業務に従事していた。1時30分頃から3時頃にかけて朝刊の配達を行い、自宅に直帰した。その後、13時30分頃に再度出勤し、夕刊の配達を開始した。15時30分頃、配達エリア内にある公園のベンチで被災者が休んでいるところを通行人が発見し、救急搬送されたが、同日死亡した。
31	11	その他の建築工事業	60 歳 代	41. 0	32. 0℃	被災者はプレヒータ設備の亀裂補修作業を午前10時頃より開始した。30分経過したところで休憩に入るため同僚が被災者に声がけをし、先に作業場所を離れたが、被災者がついてこないため、作業場所に戻ったところ倒れている被災者を発見し、救急搬送されたが、同日死亡した。

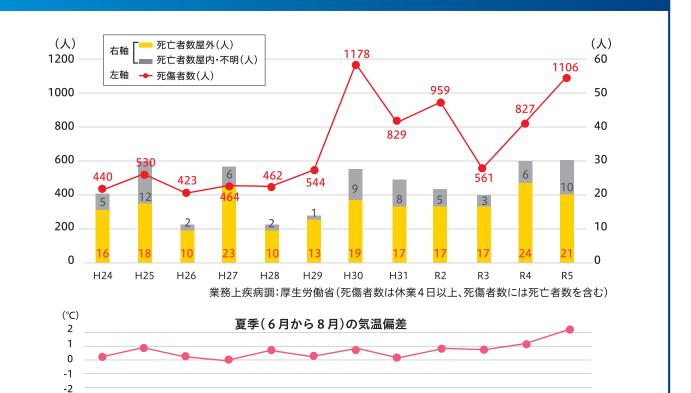
- (注1) 現場での気温が不明な事例には、気象庁ホームページで公表されている現場近隣 の観測所における気温を参考値として示した。
- (注2) 現場での暑さ指数 (WBGT) が不明な事例には、調査時に環境省熱中症予防情報サイトで公表されている現場近隣の観測所における暑さ指数 (WBGT) を参考値として示した。

令和7年6月1日に 改正労働安全衛生規則が 施行されます

職場における 熱中症対策の 強化について



夏季の気温と職場における 熱中症の災害発生状況(H24~)



熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5~6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響 により更なる増加の懸念。

ほとんどが 「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クー ルワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場 で効果を上げている対策を参考に、

現場において

死亡に至らせない(重篤化させない)ための 適切な対策の実施が必要。

熱中症死亡災害(R2-R5)の分析結果

平成3年~令和2年の30年間を基準とした偏差:気象庁



100件の内容は以下のとおり



職場における 熱中症予防基本対策要綱に基づく取り組み

第1

WBGT値(暑さ指数)の活用

WBGT基準値とは

暑熱環境による熱ストレスの 評価を行う暑さ指数のこと

日本産業規格JIS Z 8504を参考に実際の作業現場で測定 実測できない場合には、熱中症予防情報サイト等で WBGT基準値を把握。

WBGT基準値の活用方法

表1-1に基づいて

身体作業強度とWBGT基準値を比べる

基準値を超える場合には

- ・冷房等により当該作業場所のWBGT基準値の低減を図ること
- ・身体作業強度(代謝率レベル)の低い作業に変更すること(表1-1参照)
- ・WBGT基準値より低いWBGT値である作業場所での作業 に変更すること

表1-1 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

		各身体作業強度で作業する 場合のWBGT値の目安の値	
区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	暑熱順化者の WBGT 基準値 ℃	暑熱非 順化者の WBGT 基準値 ℃
0 安静	安静、楽な座位	33	32
1 低代謝率	・軽い手作業(書く、タイピング等)・手及び腕の作業・腕及び脚の作業など	30	29
2 中程度 代謝率	・継続的な手及び腕の作業 [くぎ(釘)打ち、盛土]・腕及び脚の作業、 腕と胴体の作業など	28	26
3高代謝率	 ・強度の腕及び胴体の作業 ・ショベル作業、ハンマー作業 ・重量物の荷車及び手押し車を 押したり引いたりする など 	26	23
4 極高 代謝率	・最大速度の速さでの とても激しい活動 ・激しくシャベルを使ったり 掘ったりする など	25	20

それでも基準値を超えてしまうときには 第2熱中症予防対策 を行う。

笙つ

熱中症予防対策

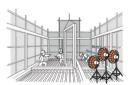
1 作業環境管理

(1)WBGT値の低減等

屋外の高温多湿作業場所においては、 直射日光並びに周囲の壁面及び地面 からの照り返しを遮ることができる簡易 な屋根等を設けること。



高温多湿作業場所の近隣に<u>冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場</u>所を設けること。





3 健康管理

- (1)健康診断結果に基づく対応等
- (2)日常の健康管理等

睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の 未摂取等が熱中症の発症に影響を与える おそれがあることに留意の上、日常の健康 管理について指導を行うとともに、必要に 応じ健康相談を行うこと。

- (3)労働者の健康状態の確認
- (4)身体の状況の確認

2 作業管理

- (1)作業時間の短縮等
- (2)暑熱順化

高温多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、<u>暑熱順化</u> (熱に慣れ当該環境に適応すること)の有無が、熱中症の発症リスクに大きく 影響することを踏まえ、計画的に暑熱順化期間を設けることが望ましいこと。

(3)水分及び塩分の摂取

自覚症状の有無にかかわらず、<u>水分及び塩分の作業前後の摂取</u>及び作業中の定期的な摂取を指導すること。

(4)服装等

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性 及び通気性の良い服装を着用させること。

(5)作業中の巡視

4 労働衛生教育

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、 労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者 に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。

- (1)熱中症の症状
- (2)熱中症の予防方法
- (3)緊急時の救急処置
- (4)熱中症の事例



今回の労働安全衛生規則の改正について

基本的な考え方

見つける

(例)作業員の様子がおかしい…





判断する

(例)医療機関への搬送、救急隊要請



現場の実態に 即した 具体的な対応



対処する

(例)救急車が到着するまで 作業着を脱がせ水をかけ全身を急速冷却



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ 適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の

「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が 事業者に義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業者」や 「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」が その旨を報告するための体制整備及び関係作業者への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や 双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業者を積極的に把握するように 努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

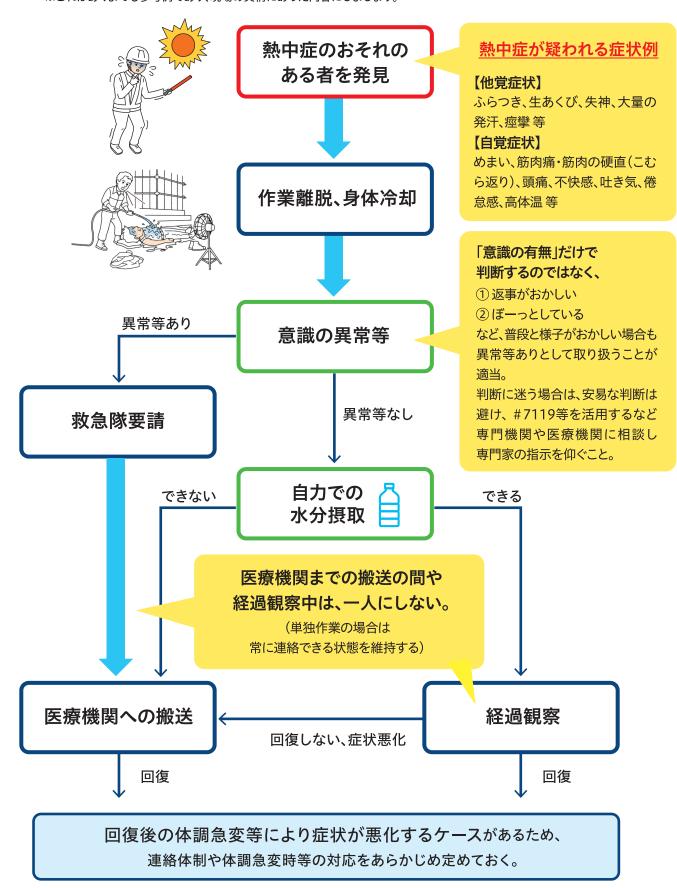
- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止 するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業者への周知
- ※参考となるフロー図を2つ掲載していますが、これはあくまでも参考例であり、 現場の実情にあった内容にしましょう。
- ※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても 熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。
- ※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、 上記対応を講じることとします。

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で 連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

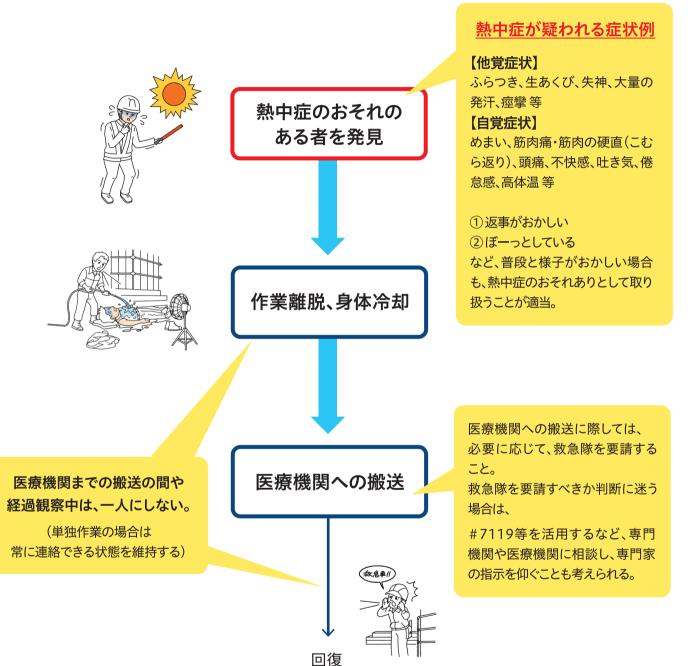
熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 1

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 2

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、 連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

"いつもと違う"と思ったら、<mark>熱中症</mark>を疑<u>え</u>

あれっ、 何か<u>おかしい</u>

手足がつる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい

汗が止まらない/汗がでない

?...

これも 初期症状

> 何となく 体調が悪い

> > すぐに 疲れる

あの人、 ちょっとヘン

イライラしている

フラフラしている

呼びかけに反応しない

ボーッとしている

すぐに周囲の人や現場管理者に申し出る

手順や連絡体制の周知の一例





件名:本日はWBGT値が28℃を 超える見込みです

皆様お疲れ様です。 本日のWBGT基準値は○℃です。 作業時には充分に気をつけて、 水分補給及び休憩をしっかりと

お願いします。 体調不良者が発生した場合は、 フロー図に基づき対応いただき

プロー図に基づき対応いただき、 〇〇さん(000-00000-0000)へ 連絡するようにお願いします。 それでは本日もよろしくお願いい たします。



令和7年6月1日に 改正労働安全衛生規則が 施行されます

職場における 熱中症対策の強化について

でとくらし、みらいのために 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5~6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響 により更なる増加の懸念。

ほとんどが

「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

死亡に至らせない (重篤化させない)ための 適切な対策の実施が必要。

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、 迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、 以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が 事業者に義務付けられます。

- 「熱中症の自覚症状がある作業者」や 「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」が その旨を報告するための体制整備及び関係作業者 への周知。
- ※報告を受けるだけでなく、職場巡視やバディ制の採用、ウェアラブル デバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状 がある作業者を積極的に把握するように努めましょう。
- 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に 迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
 - ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先 及び所在地等
 - ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業者への周知

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で 連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

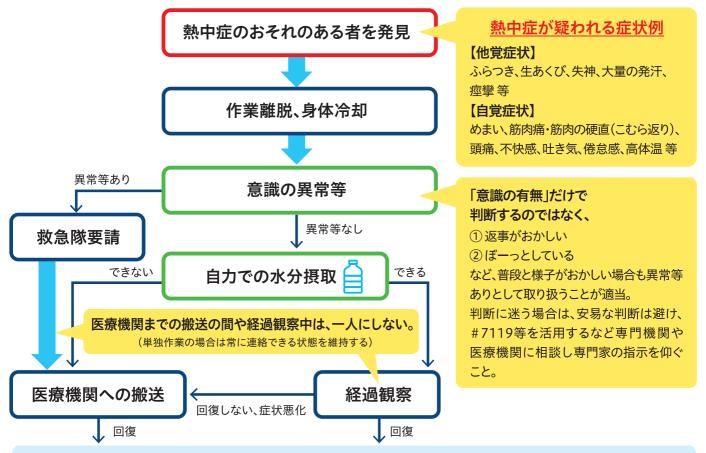
※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。 ※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

職場における熱中症対策の強化について



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロ一図 1

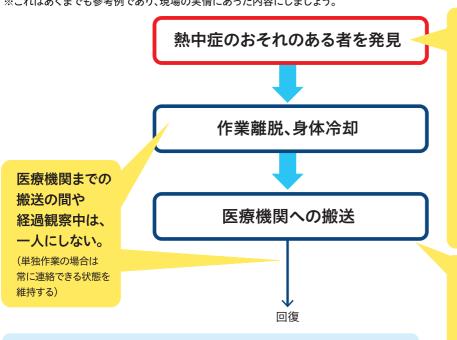
※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、 連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 2

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、 連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】

ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、 痙攣 等

【自覚症状】

めまい、筋肉痛・筋肉の硬直(こむら返り)、 頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温等 ① 返事がおかしい

②ぼーっとしている など、 普段と様子がおかしい場合も、熱中症の おそれありとして取り扱うことが適当。

医療機関への搬送に際しては、必要に 応じて、救急隊を要請すること。

救急隊を要請すべきか判断に迷う場合は、 #7119等を活用するなど、専門機関や 医療機関に相談し、専門家の指示を仰ぐ ことも考えられる。